

## 緑の将来像実現に向けた施策

基本目標①：府中らしさを感じさせる緑を守り・育てる視点

## 府中らしさを感じさせる緑を次代に継承し、 新しい文化を醸成する「緑育」のまち

### 基本方針 1：まちのシンボルとなる緑を守り、生かします

#### 施策 1 けやき並木の保護・更新

国の天然記念物である「馬場大門のケヤキ並木」は、緑のシンボルであり、都市化した街の中にあって市民の憩いの場として、ひととき重要な資産となっています。しかし、けやき並木周辺は、自動車交通量の増加や、沿道建築物の高層化によりけやきの生育環境が悪化し、枯死による落枝や倒木などによる危険性の増大が危惧されます。

このため、けやき並木は、重要な資産として保護（育て）し、地域の歴史文化を醸成する(育てられる)「緑育のまちづくり」の視点から、平成 20 年に策定した「国指定天然記念物 馬場大門のケヤキ並木保護管理計画」に基づき、けやき並木を取り巻く生育環境を改善し、保護するとともに、更新も視野に入れた取り組みを進めます。

#### (1) 生育環境を改善します

- ① けやき並木を保護するため、樹木医など専門家の協力を得てけやきの健康状態を診断し、腐朽菌被害対策、客土・施肥による土壌の改良、生育に適した植栽柵への改善、けやき並木周辺の雨水の浸透化の促進などに取り組みます。**継続**
- ② けやきの根を踏圧から守り、枝先の空間を確保するための方策として、地区計画等による沿道建築物の壁面後退の誘導を検討します。また、道路及び壁面後退部分の根張空間を確保するため、地中空間の改善策を検討します。**内容見直し**
- ③ 自動車の通行などに伴う生育環境の悪化を避けるため、関係機関と連携し、モータリ化を目指します。**継続**

#### (2) 後継樹の育成によりけやき並木を保護・更新します

- ① けやき並木を更新するため、次世代の古木となるけやきを選定し、競争木となる樹木の伐採や、定期的な樹木診断による生育状況の点検などを実施します。**新規**
- ② 他樹種が優占している場合は、不要な樹木の除去と同時に、後継樹として並木の中に生育するけやきの移植や実生を育成したけやきを補植することにより、けやき並木を保護します。**新規**

### (3) けやき並木に調和した街並みを形成します

けやき並木の沿道では、けやき並木と調和した、美しく、風格ある街並みを保全・創出するため、「府中市景観条例」や「府中市地域まちづくり条例」の運用のほか、「けやき並木景観整備基本計画」に基づき、公開空地の確保や緑化の促進、沿道建築物における壁面後退や建物デザイン、スカイラインの調和を適切に誘導します。

**内容見直し**

### (4) けやき並木を守る市民活動団体及び民間事業者を支援します

市民活動団体や民間事業者等が行っているけやき並木の清掃活動などを促進するため、「広報ふちゅう」や市ホームページを通じて市民の参加や協力を呼びかけるとともに、清掃道具の貸し出しなどの支援を実施するほか、より市民が関心を高め、その保全・育成に向けた活動に参加しやすい仕組みを検討します。**内容見直し**

## 施策2 崖線の樹木の保全・活用

崖線に残る自然樹木は、身近に自然を感じさせる貴重な緑の空間であるだけでなく、斜面の緑が、自然の豊かさを感じさせる景観要素ともなっています。しかしながら、土地利用の転換などにより自然樹木が減少し、崖線においては、湧水の枯渇も進みつつあります。

このため、府中崖線や国分寺崖線については、残されている自然樹木を継承(育て)し、自然の豊かさを感じさせる景観要素として活かす(育てられる)「緑育のまちづくり」の視点から、東京都及び関係自治体で構成される「多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会」での連携を活用し、緑の軸を構成する重要な自然樹木として保全・活用を図ります。

### (1) 崖線の樹木を保全します

- ① 崖線の樹木を良好な状態に保つため、市民や民間事業者の協力を得て、下草刈りや枝打ちなど、適切な維持管理を実施します。**継続**
- ② 府中崖線の樹木は、恒久性を確保するため、都市緑地法や条例等に基づく地域制緑地の制度などを活用した保全に取り組みます。**内容見直し**
- ③ 国分寺崖線の樹木のうち、市が管理している武蔵台公園内の樹木については保全に努め、東京都が管理している都立多摩総合医療センター内の樹木については、適切な保全を図るよう要請します。また、「多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会」に参画し、東京都及び関係自治体と連携して保全に取り組みます。**内容見直し**
- ④ 府中崖線周辺の湧水を保全するため、道路等の整備に際しては、透水性舗装などを実施します。**継続**

### (2) 崖線の緑と調和した周辺環境を創出します

- ① 崖線の緑と調和する緑の環境を創出するため、崖線の周辺を対象区域に、地区計画制度を活用した「緑化率条例制度」や都市緑地法による「緑地協定」などの適用を検討します。**継続**
- ② 崖線の自然景観や眺望景観を確保するため、崖線の周辺区域に対して、まちづくり誘導地区の指定や地区計画制度の導入を検討します。**継続**

### 施策3 浅間山の自然の保全・活用

多磨霊園から続く浅間山には、ムサシノキスゲなど貴重な植物が自生しており、武蔵野の面影を残した良好な自然環境が形成されています。浅間山は、都立公園として整備が進められ、緑が保全されていますが、周囲の宅地化などにより、浅間山を取り巻く環境が変わりつつあります。

このため、貴重な動植物を含めた自然生態系を保全（育て）し、自然の豊かさを感じさせる景観要素として活かす(育てられる)「緑育のまちづくり」の視点から、浅間山を含めた周辺地域について、良好な自然環境とふるさとを象徴する景観を保全します。

#### (1) 「ムサシノキスゲ」などの生き物を保護します

浅間山の自然及び生育環境の保護に向けて、東京都をはじめ、浅間山自然保護会や府中野鳥クラブなど、市民活動団体と行政の協働による活動を進めます。継続

#### (2) 都立浅間山公園の拡充・整備を東京都に要請します

緑の拠点にふさわしい緑とするため、生き物の生息空間や自然とのふれあい・環境学習の場としての機能を拡充するとともに、未整備区域の整備を東京都に要請します。継続

#### (3) 浅間山に調和した景観を誘導します

- ① 浅間山の良好な景観と調和した緑ゆたかな空間とするため、その周辺地域を対象に、地区計画制度を活用した「緑化率条例制度」や都市緑地法による「緑地協定」などの適用を検討します。継続
- ② 浅間山の自然景観や浅間山からの眺望を確保するため、「浅間山周辺地区まちづくり誘導計画」に基づき、地区施設の整備や周辺の景観に調和した建築物及び工作物の設置を誘導します。継続

#### (4) 自然環境学習の場として活用します

浅間山は、様々な生き物が生息し、身近に自然とふれあうことができる貴重な空間であることから、市内の小中学校が実施する自然環境学習の場として活用できるように、学習プログラムの作成について検討します。継続

## 施策4 保存樹木・樹林等の保全

ふるさとの名木として府中の長い歴史と文化の中を生き続け、地域の人に親しまれてきた「府中の名木百選」や、健全で樹容が美観上特に優れている樹木・樹林である「保存樹木」「保存樹林」は、市民の協力を得て保全に努めていますが、枯死や倒木などにより減少しています。

このため、地域の大切な資産として継承（育て）し、地域を象徴する景観要素として活かす(育てられる)「緑育のまちづくり」の視点から、一層の保護対策の充実を図り、樹木の保全に取り組みます。

### (1) 保存樹木等の維持・保全に努めます

- ① 指定している樹木等に対し、維持管理にかかる費用の一部を補助することにより、地域にある貴重な緑として適正に管理・保全できるよう努めます。**新規**
- ② 樹勢の衰えた樹木の所有者等に対し、優れた樹形を保つための剪定や施肥による地力回復、病虫害対策などに関して、助言や指導の機会を提供する仕組みづくりを検討します。**継続**
- ③ 制度の活用を促すため、広報やホームページなどを通じたPR活動の充実を図ります。**継続**

### (2) 保存樹木・樹林に対する市民緑地制度等の活用を検討します

保存樹木・保存樹林の担保性をより高めるため、市民緑地制度等の活用を検討します。**新規**

## 施策5 重要な景観資源の保全

本計画において重要な緑として位置づけている、けやき並木や崖線、多摩川などの緑は、「府中市景観計画」において重要な景観資源を含む地区として位置づけられており、景観形成推進地区に指定し、その保全に取り組んでいます。

このため、本市固有の景観を維持・保全（育て）し、美しさや風格の感じられるまちの資源として活かす(育てられる)「緑育のまちづくり」の視点から、これら景観上重要な緑については、「府中市景観計画」及び「府中市景観ガイドライン」に基づき、適切な保全を図ります。

### (1) 景観形成推進地区における景観資源の維持・保全に努めます

- ① 次の景観形成推進地区については、府中市地域まちづくり条例や府中市景観条例と連携し、重要な緑の景観資源を保全します。**継続**
  - 1)大國魂神社・けやき並木周辺景観形成推進地区
  - 2)国分寺崖線景観形成推進地区
  - 3)府中崖線景観形成推進地区
  - 4)浅間山周辺景観形成推進地区
  - 5)多摩川沿川景観形成推進地区
- ② 各景観形成推進地区の景観形成の目標及び方針を実現するため、まちづくり誘導地区や地区計画制度などの活用を検討します。**継続**

### (2) 景観重要公共施設における良好な景観形成を推進します

「府中市景観計画」に定められている次の景観重要公共施設やその周辺の土地利用については、地域のまちづくり等と連携して良好な景観の形成に配慮した整備を行うとともに、国や東京都などの関係機関に対して、景観的な配慮を要請します。

**継続**

- 1)景観重要道路：国分寺街道(けやき並木通り)、市道4-50号線・市道4-55号線
- 2)景観重要公園・緑道：郷土の森公園、緑道・遊歩道(下河原緑道、二ヶ村緑道、新田川緑道、第三都市遊歩道、多摩川かぜのみち)
- 3)景観重要河川：多摩川

## 基本方針 2 : ふるさとの原風景を感じる農地を守り、活かします

### 施策 6 農地の保全・活用

農地は、農産物の供給だけでなく、地球温暖化の抑制、ヒートアイランド現象などの都市気象の緩和、保水機能や遊水機能による都市水害の防止、生き物の生息空間、ふるさとも感じさせる景観の形成など、様々な機能を有しており、本市の緑被地の約 2 割を占める貴重な緑の空間となっています。しかしながら、都市における農業の存続が年々厳しさを増し、宅地等への土地利用転換が進んだことから、農地は減少しています。

このため、様々な機能を持つ農地を保全(育て)し、ふるさとも感じさせる農村文化を地域の環境形成に活かす(育てられる)「緑育のまちづくり」の視点から、農地が保全・活用されるよう、生産緑地の追加指定等に取り組みます。

#### (1) 農業振興を進め、農地を保全・確保します

農地保全の必要条件となる農業経営環境の向上、都市近郊の強みを生かした農業振興を図るため、民間企業や若い世代が参入しやすい都市農業の推進のほか、地域消費や花卉の委託栽培、農業に親しむ環境の創出、農業まつりの開催などに取り組みます。 **内容見直し**

#### (2) 生産緑地法に基づく制度を活用し、農地を保全します

- ① 生産緑地地区に指定されていない農地については、緑地として担保するため、緩和した指定面積要件を活用しながら、関係機関と連携して追加指定に取り組みます。また、宅地等に転用された農地の再転用に対する追加指定についても検討します。

**内容見直し**

- ② 指定から 30 年が経過する生産緑地地区については、買取申出期間が 10 年延長される「特定生産緑地指定制度」の創設を踏まえ、特定生産緑地の指定に取り組み、農地としての継続的な保全・利活用を促進します。 **新規**

- ③ 生産緑地法に基づく買取りの申し出に対しては、農地が引き続き保全・活用されるよう、他の営農者の取得のあつ旋に取り組みます。 **継続**

### (3) 市民農園などとして保全します

市民が自然とふれあい、土に親しむことによって生活に潤いを与えてくれる「市民農園」としての農地の借用や、学校教育における農業体験の場として、農地を保全します。**継続**

### (4) 農地と住宅地が調和した環境を形成します

農地と住宅地が調和した環境を形成するため、まとまりのある農地の残る区域などにおいて、用途地域として追加された「田園住居地域」の指定を検討します。

**新規**

### (5) 農業公園の設置を進めます

市民が農業とふれあう場として、「農業公園」の設置を進めます。

農業公園は、西府町において整備を進めている施設を農業公園全体の拠点となる施設とし、南町及び小柳町における施設を付属的施設とする分散型による設置を進めます。**内容見直し**

## 基本方針 3 : 水辺環境を守り、活かします

### 施策 7 多摩川の保全・活用

多摩川は、「多摩川水系河川整備計画（平成 29 年 3 月、国土交通省関東地方整備局）」に基づき整備が進められており、水と緑にふれあうことのできる貴重な水辺空間となっています。

このため、貴重な水辺空間として保全（育て）し、水や緑とのふれあいの場として活かす（育てられる）「緑育のまちづくり」の視点から、水辺の生態系や水辺景観を保全するとともに、市民の多様なレクリエーション需要に応えた改善・整備を進めます。また、スポーツ施設においては、安全・安心な施設として快適に利用できるよう整備に努め、水辺における自然とのふれあいなどにより、環境を学ぶ場としても活用していきます。

#### （1）「多摩川水系河川整備計画」に基づく整備・保全を進めます

- ① 多摩川河川敷においては、市民の多様なスポーツ・レクリエーション需要に応えることができるよう、公園・運動施設などの維持管理の充実を進めます。**継続**
- ② 新たな施設整備にあたっては、多自然型工法の導入や生き物の生息空間となる瀬や淵の確保など、自然生態系の保全に十分配慮した整備を国の関係機関に要請します。**継続**

#### （2）多摩川の環境保全を進めます

- ① ツバメの集団ねぐらやヒバリの生息地などが存在する河川空間の自然環境の保全に関して、市民と協働し、河川空間の清掃やアレチウリなどの外来種の駆除などを実施します。**継続**
- ② 河川敷を利用した際のごみの持ち帰りについて周知徹底を図るなど、国の管理部門とも連携を図りながら適切な維持管理に努めます。**継続**

#### （3）多摩川の景観に配慮したまちづくりを推進します

多摩川沿いの道路緑化を進めるとともに、その周辺地域においては、府中市地域まちづくり条例や府中市景観条例などの運用により、多摩川の景観に配慮したまちづくりを推進します。**継続**

#### （4）「府中水辺の楽校」を支援します

- ① 小学生とその保護者を対象に、多摩川河川敷で生き物とふれあい、水辺での遊びを通じて親子で環境を学ぶ機会を提供する、「府中水辺の楽校」の開催を継続的に支援します。**継続**

- ② 様々な活動を広く紹介することにより「府中水辺の楽校」に対する市民の協力を促します。**継続**

## **施策8** まちなかの用水路の活用

### **(1) 用水路の活用を進めます**

- ① 農業用水路等は、ふるさと感じさせる田園風景を構成する重要な要素であることから、地域の住民の協力を得て、公園や緑道などと一体となった活用に取り組みます。**内容見直し**
- ② 用水路の活用にあたっては、まちに潤いをもたらす環境資源として、生態系や景観の保全に配慮した整備のほか、水辺としての親水性の向上に向けた通年通水に取り組みます。**内容見直し**

基本目標②：協働によって緑を育てる視点

ともに緑のまちづくりに取り組み、  
地域とのつながり・コミュニティを醸成する「緑育」のまち

## 基本方針 1：緑のパートナーづくりに取り組みます

### 施策 9 緑に関する普及・啓発

地球環境保全が世界規模での課題となっている今日、その柱である自然保護に対する意識を高めることが重要です。また、緑に関わる意識を啓発し、知識を広く普及させることで、緑の活動を共に行う市民活動団体や研究・教育機関、民間事業者や個人といった「緑のパートナー」を育成していくことが重要です。

このため、大切な自然を守り・育て、その一部である人間を含めた生物の生息環境をより良いものとする(育てられる)「緑育のまちづくり」の視点から、自然保護啓発普及事業の推進のほか、だれもが気軽に参加できる緑に関わるイベントの開催などを通じて、緑についての普及・啓発を進めます。

#### (1) 各種イベントを開催します

緑の保全や緑化の必要性、環境保全の重要性など、緑に関わる意識を啓発し、知識を広く普及させるとともに、地域コミュニティを醸成する場として、「府中環境まつり」や「桜まつり」、「農業まつり」や「浅間山公園キスゲフェスティバル」、「西府わかき水まつり」などの各種イベントを、緑のパートナーとの協働により実施・支援していきます。

また、緑の大切さを学び、自然とふれあう新たなイベントを検討するなど、時代の要請を捉えた内容の充実に取り組みます。 **内容見直し**

#### (2) 参加・体験型の各種講座などを開催します

① 緑に関わる意識の啓発や知識の普及、市民自らの緑化の意識向上を目的として、自然環境学習会や府中かんきょう塾等を開催します。 **内容見直し**

② 実体験を通じた自然や歴史文化、環境などに対する意識を高めるため、市民活動団体などによる「自然観察会」や観光ガイドによる「まち歩き」などの情報を様々な媒体を活用して提供し、市民の参加を促します。 **内容見直し**

#### (3) 各種コンクールを実施します

① 自然保護意識を高めるため、「環境啓発ポスターコンクール」を継続的に実施します。 **継続**

② 「環境啓発ポスターコンクール」への参加を促すため、「広報ふちゅう」への掲

載のほか、各小中学校へのPRに努めます。**継続**

- ③ 市民や民間事業者、研究・教育機関などが持つ自然保護や緑化推進などのアイデアを施策・事業に取り入れるため、「(仮称)緑育のまちづくりアイデアコンテスト」などの実施を検討します。**内容見直し**

#### (4) 学校教育における環境学習の機会を拡充します

- ① 一人ひとりの環境保全の取り組みの重要性について学ぶ、小学校・中学校の総合学習の時間を支援します。**内容見直し**
- ② 教育機関と地域の連携強化を図るとともに、地域コミュニティの醸成の機会として、インフラ管理ボランティア制度（府中まちなかきらら）や、学校教育の中で取り組んでいる農業体験事業の活用を検討します。**内容見直し**

#### (5) 「緑の募金」運動を推進します

広く自然保護意識を普及・啓発するとともに、全国各地における緑の保全や緑化活動の原資として役立てられる「緑の募金」の趣旨を踏まえ、「緑の募金」運動を推進します。**継続**

### 施策 10 情報共有の仕組みの構築

「緑育のまちづくり」を市民や民間事業者との協働で進めるためには、緑や公園等に関わる問題や課題を共有し、緑化意識を高めていくことが不可欠です。また、緑の質を高めていくためには、市民ニーズの収集や緑に関わる知識や技術の提供など、市と市民等との間でタイムリーに情報が行き来し、共有していくことが必要となります。

このため、「緑育のまちづくり」を協働して進めるための手段として、情報共有の仕組みの構築や、イベントなどを通じた緑の保全や緑化に関わる技術の普及等に取り組みます。

#### (1) 双方向型の情報共有システムの導入を検討します

公園・緑地等に関わる情報について、市民と行政が双方向で情報発信が可能となるよう、スマートフォンやタブレット端末等を活用した情報共有システムの導入を検討します。**新規**

#### (2) 様々な情報媒体を活用した情報提供を進めます

- ① 緑に対する愛着を高め、緑の知識などを広く普及させるため、本市の緑に関わる歴史、緑の保全や緑化に関わる知識や技術、イベントや講習会の開催案内など緑に関わる様々な情報を、「広報ふちゅう」や市ホームページ、テレビ広報のほか、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）も活用しながら提供します。

**内容見直し**

② 市民の自主的な緑化活動を促すため、緑化に関する助成制度や都市緑地法に基づく地域制緑地による税の特例措置などの情報を、様々な情報媒体を活用して提供します。 **内容見直し**

③ 緑に関する活動の活発化や、市民それぞれの立場にあった活動への参加を促すため、各種の組織・団体の取り組み・活動内容に関する情報を提供します。

**内容見直し**

## **施策 11 多様な主体との連携体制の構築**

緑地や遊歩道、自然樹林等において、市民活動団体や民間事業者、研究・教育機関等による様々な緑の活動が行われており、各団体との連携は、「緑育のまちづくり」を進める上で、ますます重要となっています。

このため、今後は、これまでの枠に捉われず、より様々な主体と連携していくことが重要であることから、緑に対する活動状況や意向などを踏まえつつ、「緑のパートナー」が、それぞれが連携できる体制の構築に取り組みます。

### **(1) 「(仮称) 公園の活性化に関する協議会」を設置します**

公園管理者のほか、関係行政機関、関係地方公共団体、学識経験者、商工関係団体、公園管理者が必要と認める自治会やまちづくり団体などの各主体同士の情報共有及び協働の機会を創出する場として、「(仮称) 公園の活性化に関する協議会」を設置します。 **新規**

### **(2) 「府中まちなかきらら連絡会議」を通じて緑のパートナーを発掘・育成します**

① 道路や公園の清掃・美化活動に関するボランティア制度である「府中まちなかきらら」に登録している各種団体同士の交流の場である、「府中まちなかきらら連絡会議」において、人材に関わる情報やノウハウの共有を行い、緑のパートナーの発掘・育成に努めます。 **新規**

② 興味の度合いや活動時間など様々な活動形態に対応し、市民などがそれぞれの立場で参加が可能な組織・団体の設立を促し、活動内容や方法などを助言します。

**継続**

### **(3) 緑の保全・緑化推進に関わる市民・市民活動団体などを認定・支援します**

① 市民活動団体や市民による自発的な緑地の保全や緑化に対する取り組みを推進するため、都市緑地法の制度である、みどり法人の認定に取り組みます。 **新規**

- ② 既存の市民活動団体等については、これまでの活動を通じて蓄積されたノウハウなどが有効に継承されるよう、後継者となる人材の発掘・育成の支援を行うほか、活動希望者と市民活動団体をマッチングさせる等の支援を行います。 **内容見直し**

## 基本方針 2 : 緑のパートナーと協働して緑のまちづくりに取り組みます

### 施策 12 緑のまちづくり活動をサポートする仕組みづくり 新規

協働の取り組みが活発に、そして持続的に展開されるには、緑のパートナーを適切にコーディネートするなど、自発的な活動を支え続けていく仕組みが欠かせません。

このため、「緑育のまちづくり」を支える緑のパートナーの活動や行政との協働をサポートするための仕組みづくりを進めます。

#### (1) 緑のパートナーとの協働をサポートする体制の強化を検討します

緑のまちづくり活動を行う各々の緑のパートナー同士や、行政との協働が円滑になるよう、それぞれの間をつなぐコーディネート組織として「中間支援組織の導入」を検討します。 新規

#### (2) 「府中まちなかきらら」の制度を拡充します

「府中まちなかきらら」については、公園の花植えや植栽の維持管理など、まちの緑をより魅力的なものにするための活動にも対応できるよう、制度拡充に取り組みます。 新規

### 施策 13 財源・資金の確保・充実

本市では、自然環境の保全及び緑の保全を図るため、公園緑化基金の積み立てを行っています。民有地にある樹林を保全する際には、基金を活用して、公有地化することもあることから、基金の計画的な運用が望まれます。また、近年、インターネット等を通じて広く個人や組織に資金の提供や協力などを行う「クラウドファンディング」も一般化しつつあります。

このため、「緑育のまちづくり」の推進に向け、緑の保全や緑化の必要性への理解を促す活動などを通じ、市民や民間事業者など民間の寄付に基づく財源・資金の確保・充実を図ります。

#### (1) 公園緑化基金などを活用した財源確保に努めます

- ① 自然環境及び緑の保全を図るため、公園整備や緑化推進事業に要する経費の財源として公園緑化基金を活用します。 内容見直し
- ② 資金提供による積極的なまちづくりへの参画は、緑のパートナーとの協働につながることから、事業資金の確保策や緑のまちづくり活動の促進策の一つとして、クラウドファンディングの導入の可能性を検討します。 新規

## (2) 財源・資金の確保・充実に向けて市民や民間事業者へ情報を発信します

市民や民間事業者の理解と協力を促し、財源・資金の確保・充実に図るため、「広報ふちゅう」や市ホームページ、パンフレットの配布などを通じ、目的や趣旨、運用の仕組みや実績など、透明性の高い情報提供・公開を進めます。

また、民間事業者が行っている緑のまちづくりに関する助成について、市民や市民活動団体等へ周知していきます。**内容見直し**

### **施策 14** 緑のリサイクル制度の充実

緑のリサイクルを進めるため、市民が公園の清掃活動で集めた落ち葉を腐葉土化し、市民に還元する「落ち葉の銀行制度」を実施しています。

この制度を適切に維持管理する（育て）ことで、循環型社会の形成と地球環境保全に寄与する(育てられる)「緑育のまちづくり」の視点から、市民が楽しみながら自主的に取り組むことのできる制度として、充実に図ります。

#### (1) 緑のリサイクルを推進します

- ① 市民が公園で収集した落ち葉の量に応じて、一定量の腐葉土を得ることができる「落ち葉の銀行制度」の普及により、公園の維持管理に対する市民意識の向上を図ります。**継続**
- ② 緑のリサイクルを推進するため、「広報ふちゅう」などにより周知します。**継続**
- ③ 家庭や事業所など、公園以外において収集した落ち葉や剪定枝についても、「緑のリサイクル制度」を適用できるよう制度の拡大を検討します。**継続**

### 基本目標③：都市の魅力を高める緑の視点

## 身近な緑を守り、増やすことで、 暮らしの場にふさわしい環境が形成された「緑育」のまち

### 基本方針 1：公共施設の緑化に取り組みます

#### 施策 15 道路の緑化

道路の緑は、連続性のある景観の軸となって都市の緑の豊かさを特徴づける要素となっています。また、災害時の避難路確保など、都市の防災性の向上にも寄与する重要な機能も持っています。さらに、幹線道路には街路樹が植栽され、地域の特色や個性をあらわす特徴的な並木道も形成されています。

このため、道路の緑化（育て）に取り組み、緑豊かな市街地環境の形成に活かす(育てられる)「緑育のまちづくり」の視点から、幹線道路だけでなく、市民の参加・協力により沿道民有地の緑化と一体となった、緑ゆたかな市街地空間の創出を進め、水と緑のネットワークの充実に取り組みます。

#### (1) 道路の緑化に取り組みます

- ① 市が施行する新たな都市計画道路の整備に際しては、緑化スペースの確保に努めます。また、東京都が施行する都市計画道路については、緑ゆたかな道路空間づくりを要請します。**継続**
- ② 身近な生活道路については、拡幅改修、改良事業を契機として、歩行者の通行の安全性確保を前提に、計画的な緑化に努めます。**継続**
- ③ 府中公園周辺の桜通り等は、「桜通り等改修計画」に基づき、桜の並木道の雰囲気を継承しつつ、だれもが円滑に移動できる歩道空間の確保や土壌改良、老齢化した樹木の更新などに取り組みます。**新規**
- ④ 緑ゆたかな景観の軸を形成するとともに適切な道路の維持管理を行うため、健全樹木の成長に向けた道路の透水性舗装化や根張り空間の確保、大径木化や老齢化した通行の支障となる樹木の伐採などに取り組みます。**内容見直し**

## 施策 16 公共施設の緑化

市の公共施設は、市民等との協働による緑のまちづくりを先導する施設として、「府中市公共施設の緑化基準」に基づき、緑化を重点的に進めてきました。

このため、民有地における緑化を先導する役割を果たす公共施設の緑化（育て）を進め、緑豊かな市街地環境の形成に活かす(育てられる)「緑育のまちづくり」の視点から、今後とも緑化のモデルとして、適切な緑化に取り組みます。

### (1) 公共施設の緑化に取り組みます

- ① 市が設置・管理する公共施設については、緑ゆたかなまちづくりを先導するモデル施設として、緑化に取り組みます。**継続**
- ② 国や都などが設置・管理する公共施設については、周辺環境に配慮した緑化についての協力を要請します。**継続**
- ③ 土地の高度利用が必要な駅周辺などで、緑化する余裕の少ない敷地においては、ヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化の抑制に向けた取り組みとして、壁面緑化や屋上緑化に取り組みます。**継続**

### (2) 道路や公園などとの一体的な緑化に取り組みます

緑ゆたかな道路や公園などと隣接する公共施設については、これらと一体となった緑の空間を確保・創出するため、樹木のボリューム・樹種等のバランスを考慮した緑化に取り組みます。**継続**

### (3) 校庭の芝生を適切に維持管理します

校庭の芝生の維持管理については、学校や地域の方々が中心となり、民間事業者からの指導等を得ながら取り組めるよう、支援していきます。**内容見直し**

## 基本方針 2 : 暮らしの場の緑を守り、増やします

### 施策 17 民有地の緑の保全・活用

平地では屋敷林を中心にまとまりのある樹林が点在していますが、土地利用の転換などにより自然樹林の減少が進みつつあります。また、個性豊かな緑のまちづくりを進めるためには、市の大部分を占める民有地の緑化が重要であり、公共施設と民有地の緑が一体となって活用されることで、市民の緑に対する意識はより高まるものと考えます。

このため、屋敷林などのまとまりのある樹林や民有地の緑を守り・育て、暮らしの場にふさわしい緑豊かな市街地環境の形成に活かす(育てられる)「緑育のまちづくり」の視点から、地域を象徴する緑として保全するとともに、個人の庭などの緑化を促進し、身近に水と緑にふれあえる空間として活用を図ります。

#### (1) 樹林を保全・活用します

- ① 地域の歴史的・文化的価値を有する樹林や、生き物の生息・生育地として重要な樹林、市民に公開することが可能な屋敷林等については、「市民緑地契約制度」の適用や、都市公園としての借用などにより、目的に応じた保全・活用を図ります。

[内容見直し](#)

- ② 良好な自然環境を有するまとまった樹林については、恒久性を確保するため、必要に応じて緑地保全地域や特別緑地保全地区の指定を検討します。[内容見直し](#)

#### (2) 沿道緑化を促進します

沿道民有地においては、良好な市街地環境や道路景観の形成、防災性の高い空間の確保の観点から、緑化を促進します。[継続](#)

### (3) 個人の庭などの民有敷地の緑化を促進します

- ① 緑化地域の指定や地区計画による沿道緑化や緑化率の指定など、都市計画制度を活用した緑化の誘導策の導入を検討します。**新規**
- ② 個人宅や企業敷地の庭やアプローチ、玄関周り、窓辺などにおける緑化を促すため、市民等からの求めに応じて、技術的な助言を行う専門家派遣の実施などの支援を実施します。また、各文化センターにおいて、害虫駆除機材の貸出や駆除相談に取り組みます。**継続**
- ③ 市民が主体となった個性豊かな緑のまちづくりを促すため、個人の庭を一般公開する「オープンガーデン」への取り組みに対する支援策を検討します。**継続**
- ④ 緑化活動に対する意欲を高めることによって民有地の緑化を促進することを目的に、優れた「オープンガーデン」を表彰する制度や、美しい緑の街並みのフォトコンテストなどの顕彰制度の導入を検討します。**新規**
- ⑤ 市民の意識を高めるため、「広報ふちゅう」や市ホームページ、パンフレットの配布を通じ、市民の自主的な緑化への取り組みに関わる情報を積極的に提供します。**継続**

## 施策 18 まちかど空間の緑化

公園などのまとまった空間確保が困難な市街地においては、まちかどの小スペースを有効に活用した緑化が望まれます。現在、公共花壇や市民の自主活動である市民花壇が市内に設置され、季節に応じた草花が市民の目を楽しませています。また、気軽に立ち寄り、休息できる空間として、スポットパークの設置も進めています。

このため、まちかど空間において身近な緑を育て、良好な暮らしの場の形成に活かす(育てられる)「緑育のまちづくり」の視点から、まち全体の緑の個性と豊かさを育み、市民花壇や公共花壇、スポットパークなどを、だれもが緑を楽しめる空間「地域の庭」として、まちかどの緑化を促進します。

### (1) まちかど空間の緑化を進めます

- ① 設置済みの市民花壇は、市民の協力を得ながら、適切な維持管理を促進し、質の向上に取り組むとともに、多様な草花の種子や苗、球根や肥料の提供などを行います。**継続**
- ② 公共花壇においては、多くの人に親しまれる空間として、地域住民や民間事業者が主体となった、特色ある草花の植栽や維持管理を促進します。**継続**

### (2) スポットパークの整備と適切な維持管理を進めます

- ① スポットパークにおいては、まちかどや生活道路沿いの空地などの用地を活用し、だれもが気軽に立ち寄ることができ、多くの人に親しまれる空間として、地域住民や民間事業者が主体となった維持管理を促進します。**継続**
- ② 既設のスポットパークのうち、道路に接続していないなど利用しにくい箇所については、防災面や地域特性を考慮しつつ、統廃合等の見直しを進めます。

**内容見直し**

## 施策 19 緑化重点地区の指定

市政世論調査によると、本市は緑ゆたかな都市として評価されており、この緑の豊かさが暮らしの場や様々な活動の場としての魅力を一層高めています。

これまで以上に緑ゆたかな都市としての魅力を高めていくためには、緑の量を確保するだけでなく、その質の向上に向けた取り組みが求められます。

このことから、市全域を「緑化重点地区」に位置づけ、様々な取り組みを進めます。

### (1) 市全域を緑化重点地区に指定します

緑の基本計画では、行政による重点的な緑化施策に加え、市民や民間事業者が自主的に緑化を進めるなど、緑化の推進を重点的に図るべき地区として「緑化重点地区」を定めることができます。

本市では、これまで市全域を「緑化重点地区」として位置づけ、緑化に取り組んできました。今後も緑豊かな都市の実現に向け、市全域を「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として「緑化重点地区」に位置づけ、「市民緑地認定制度」等も活用した公園・緑地の整備や緑化の推進、誘導に取り組めます。 **内容見直し**

## 基本方針 3 : 開発事業における緑化を適切に誘導します

### 施策 20 開発事業に対する緑化の促進

開発行為や中高層建築物などの大規模な開発事業は、まちの景観に大きな影響を与えることから、「府中市地域まちづくり条例」に基づき、緑化や公園の設置など、緑化の促進を図っています。

こうした開発事業に伴う緑地の保全・確保、緑化の促進は、今後も重要であることから、開発区域において緑を確保（育て）し、良好な市街地環境の形成に活かす(育てられる)「緑育のまちづくり」の視点から、「府中市地域まちづくり条例」を踏まえつつ、都市計画法等の各種法制度の活用を広く検討し、適正な緑化及び緑の保全を促進していきます。

#### (1) 開発事業に対して適切な緑化を推進します

- ① 開発事業者との協議により、既存緑地の保全を誘導します。**継続**
- ② 開発事業に伴い設置される公園・緑地は、市民に親しまれ、地域性に応じた特色あるものとなるよう、整備に際して事業者と協議します。また、水と緑のネットワークゾーン内においては、連続した緑の空間を形成するよう、公園・緑地の整備を誘導します。**継続**
- ③ 開発事業に対して、道路前面などの地上部の緑化を優先的に誘導します。**継続**
- ④ 開発事業に伴い、公開空地等が設置される場合は、東京都の「公開空地等のみどりづくり指針」に基づく「みどりの計画書」の作成と協議のもとで、質の高い緑化空間の創出を誘導します。**継続**

#### (2) 地区計画や緑地協定などの制度の活用を検討します

- ① 開発事業については、良好な環境を維持・保全するため、地区計画制度を活用した「緑化率条例制度」や都市緑地法による「緑地協定」、「緑化地域制度」などの適用を検討します。**内容見直し**
- ② 民間活力を活かした公園的な空間の確保や、市民等との協働による維持管理を促進するため、開発事業に伴い保全されたまとまりのある緑地に対して、「市民緑地認定制度」を適用していきます。**新規**

#### (3) 屋上・壁面緑化を誘導します

土地の高度利用が必要な駅周辺などで、緑化する余裕の少ない敷地においては、ヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化の抑制に向けた取り組みとして、壁面緑化や屋上緑化を誘導します。**内容見直し**

## 基本方針4：生き物の生息環境に配慮した空間を保全・確保します

### 施策21 生き物の生息空間の保全

多摩川や浅間山、府中崖線などの緑の空間は、小動物や野鳥など様々な生き物の生息空間となっています。このような空間において、次代を担う子どもたちが、多様な生き物との共存や自然環境の大切さを学ぶことは、緑のまちづくりを進めるうえで重要です。しかしながら、都市化の進展に伴い、これら生き物の生息空間の縮小が進んでいます。

このため、生き物の生息空間となる緑を守り・育て、全ての生き物が共存できる環境の形成に活かす(育てられる)「緑育のまちづくり」の視点から、「府中市生物多様性戦略」とも連携しながら、生き物の生息空間を保全します。また、生き物の生息空間をつなぐ移動経路であるコリドーを適切な形成を図ります。

#### (1) 生き物の生息状況及び生息環境の調査を実施します

① 生き物の生息状況及び生息環境の現状と経年変化を把握するため、「自然環境調査員会議」と連携し、定期的な生き物調査を実施します。また、他の市民活動団体やボランティア、研究・教育機関などとも協力し、実施します。**内容見直し**

② 調査結果を踏まえ、研究・教育機関などと協力して、生き物と共生可能なまちづくりのあり方や、生息・生育空間の保全のあり方について、研究・検討を進めます。

**継続**

#### (2) 府中市の在来の生き物の保護に取り組みます

① 地域の生態系に悪影響をもたらす外来生物の生息域の拡大の抑制、及び府中市の在来の生物の保護に取り組むため、在来種・外来種についての調査・研究を実施し、必要な対策を講じていきます。

また、市の鳥である「ひばり」や浅間山に自生する「ムサシノキスゲ」などの貴重な動植物については、採集や乱獲などの防止策を、東京都や市民活動団体と協力しながら取り組んでいきます。**内容見直し**

② 地域の生態系を保全するため、国、東京都と連携を図りながら、地域の生態系に悪影響をもたらす外来生物の持ち込み禁止や放棄防止を呼びかけ、生態系の保全に対する意識の啓発を図ります。**継続**

#### (3) 生き物の生息空間としての緑地・水辺を保全します

生き物の生息空間を構成している樹木・樹林、水辺などを保全します。生息空間が公園や農地などである場合は、本来の利用環境を確保しつつ、生き物の生息が可能な環境の保全に努めます。また、保全にあたっては、生息空間としての特性などに応じて、様々な緑化制度の活用を検討します。**継続**

#### (4) ビオトープネットワークの形成を検討します

- ① 生き物の移動経路であるコリドーを形成するため、多摩川及び崖線の緑を主軸に、緑道や街路樹のある道路、水路などの連続的な緑地のほか、寺社林や屋敷林、農地、住宅地の庭木や生け垣などを含め、多様な自然環境により構成される生き物の生息空間(ビオトープ)を相互につなげたビオトープネットワークの形成を検討します。

**継続**

- ② ビオトープ設置校については、学校や地域と連携し、自然に触れることのできる場として、ビオトープの維持管理に努めます。

**内容見直し**

基本目標④：暮らしを楽しむ場としての緑の視点

自然とふれあえる魅力的な空間を備えた、  
暮らしに楽しさやくつろぎが感じられる「緑育」のまち

## 基本方針 1：公園・緑地等の魅力の向上を図ります

### 施策 22 公園・緑地等の魅力の向上

公園・緑地等は、地域資源と一体となって、自然環境の保全や良好な景観形成など、地域の魅力を高め、また、地域ニーズなどを踏まえた利活用により、地域の個性を高める役割が期待されます。

このため、崖線や歴史文化資源などと一体となった緑を守り・育てるとともに、地域ニーズなどを踏まえた整備により、公園・緑地等の魅力の向上に取り組みます。

#### (1) 市民・地域ニーズを踏まえた公園の魅力向上に取り組みます

① 都市公園法の改正により、保育所や社会福祉施設（デイサービス等）など、都市公園の機能の増進が図られる施設を都市公園内に立地させることが可能となったことから、制度の活用に向けた指針などの作成に取り組みます。

また、地域ニーズや公園利用者の意向、周辺の土地利用等を十分に考慮の上、必要に応じて整備に取り組みます。**新規**

② 公園の利用者が求めるニーズの変化について、住民参加によるワークショップや説明会などにより的確に捉え、遊具等の撤去や更新、健康遊具の設置など、公園利用者のニーズに対応した充実化に取り組みます。**新規**

③ 都市の貴重なオープンスペース、コミュニティ形成、交流の場としての多機能性を積極的に活用するため、民間事業者によるイベント開催など、利用者が楽しめる多様なイベントの受け入れや、その収益を公園の魅力やサービスの向上に還元する取り組みを検討します。**新規**

#### (2) 地域資源を生かした公園・緑地等の魅力向上に取り組みます

① 府中崖線や四谷の自然樹林などの緑については、鳥や昆虫など、生き物とふれあうことのできる場にふさわしい、自然を生かした空間の確保に取り組みます。

**継続**

② 武蔵府中熊野神社古墳など地域に残る資源は、歴史・文化を感じることできる公園として活用します。また、特色あるデザイン、素材による施設の整備、案内板の設置などを進めます。**継続**

### (3) 公共施設と連携したオープンスペースを効率的に確保します

公園と類するオープンスペースを有した既設の文化センターや学校などの公共施設は、施設が持つ機能（レクリエーション、防災、学校教育等）がより活かされるようなスペースとして充実していきます。**継続**

## 基本方針 2：公園・緑地等の適切な管理・運営を進めます

### 施策 23 公園・緑地等の適切な維持管理・運営

公園・緑地等は、誰もが安全・安心して利用できるよう、利用にあたっての様々なルールを設けておりますが、近年は、社会情勢の変化に合わせた関係法令の制定や多様化する市民の方々の価値観に対応することが望まれておりますので、ルールを見直す検討も必要であります。

また、公園・緑地等にある各施設の経年劣化や樹木に関しては、隣接地への越境や日照等、防犯上の課題など維持管理上の課題が発生しています。

このため、適切に維持管理・運営（育て）し、暮らしの場の質の向上に活かす(育てられる)「緑育のまちづくり」の視点から、インフラマネジメント計画等を踏まえた公園施設の長寿命化や官民連携手法の活用、エリアマネジメントの考えを取り入れた市民や民間事業者との協働による公園・緑地等の維持管理・運営などにより、市民から利用される魅力的な公園・緑地づくりを目指します。

#### (1) 市民・民間事業者との協働により維持管理を進めます

- ① 市民との協働による公園・緑地等の維持管理の実現に向け、役割分担の明確化と参加しやすい仕組みを検討します。**新規**
- ② 市民や事業者の手による維持管理・運営を促すため、花壇づくり、利用のルール、地域における利便性を高めるサービスの内容などの基本的な考え方を示した、維持管理及び運営マニュアルを「(仮称)公園の活性化に関する協議会」において検討・作成します。**内容見直し**
- ③ 公園・緑地等の維持管理・保全の方法について、ワークショップや地域説明会などを開催し、地域住民や民間事業者の意見や意向を踏まえながら検討します。**新規**

#### (2) だれもが快適に利用できるよう公園・緑地等の維持管理に取り組みます

- ① 事故などを未然に防止し、だれもが安全に安心して公園・緑地等を利用できるよう、施設や設備の定期的な点検を実施します。**継続**

- ② 施設や設備の破損等により機能が損なわれないよう、劣化状況調査等を踏まえ、優先度を付けながら施設・設備の修繕・改修を行います。なお、著しい劣化や損傷が確認された場合は、利用頻度や維持管理コストに応じて、改修・撤去・更新を検討します。**内容見直し**
- ③ ホームレスなどによる違法な占用や犬猫の排泄物、清潔なトイレの確保など、様々な問題を抑止するため、関係部署との連携により、適切な管理に努めます。**内容見直し**
- ④ 公共空間としての利用マナーの向上を図るため、様々な媒体や方法を通じた啓発を実施します。**継続**
- ⑤ 実態に即した適切な管理を行うため、条例や管理規則等の見直しを進めます。**継続**

### (3) 樹木の適切な維持管理に取り組みます

- ① 自然環境や風致、子どもの遊び場などといった、各公園・緑地等の機能や役割を踏まえ、樹木の適切な維持管理を進めます。**継続**
- ② 樹木の成長により、見通しのきかない箇所、枝や落ち葉が隣接地に影響を及ぼしている箇所、樹木の密生により生育環境が悪化している箇所などを把握し、間引きや植替え、剪定などの適切な管理を行います。**継続**
- ③ 植替えなどに際しては、地域の特性や環境を考慮した樹種の選定を行います。**継続**

### (4) 公園が快適に使われるための運営を進めます

- ① 公園の利用者が求めるニーズの変化に対応し、公園を柔軟に利用できるようにすることで、子どもの遊び場や健康増進の場、地域コミュニティの場など、公園が持つ様々な機能を高め、より市民が快適に使われるよう、これまでの公園の管理・運営手法を見直す「パークマネジメントガイドライン」を作成します。**新規**
- ② 禁止事項などが定められた利用上のルールについては、だれもが楽しく利用できる貴重な空間という視点から、時代のすう勢や市民のニーズに対応したルールとなるよう見直しを検討します。**新規**
- ③ 公園は、地域の状況や公園利用者の特性により求められる機能が変ることから、利用状況などを定期的に把握します。また、把握した情報をデータベース化し、運営に反映する仕組みの構築を検討します。**新規**

#### (5) 「Park-PFI」などの官民連携手法の活用により維持管理・運営を進めます

安全・快適で、だれもが楽しく利用できる公園・緑地等の維持管理・運営に向けて、「Park-PFI（公募設置管理制度）」や「包括的民間委託」、「指定管理者制度」など、官民連携手法の導入可能性を適宜検討し、適切な手法による維持管理・運営を推進します。また、これらの制度を活用していくため、公園・緑地に特化した指針やガイドラインなどの作成に取り組みます。**新規**

## 基本方針3：水と緑のネットワーク化を進めます

### 施策24 公園の充実

本市の公園の配置状況は、住宅市街地の多くが歩いて行ける身近な公園の圏域とされる半径250m内に含まれます。また、1人当たりの都市公園面積は、周辺都市と比較すると高く、量的な充足は一定程度進んでいるといえます。

一方、公園の整備を取り巻く環境は、都市化の進展による公園用地の不足、整備費用や維持管理費用の増加を背景に厳しさを増しており、都市公園の配置標準に即した、一律的な整備は困難な状況にあります。

このため、質の高い緑の空間を育て、良好な市街地環境の形成に活かす(育てられる)「緑育のまちづくり」の視点から、本市では、量的な充足から空間としての質の向上へと軸足を移し、既存の公園を活かした、水と緑のネットワークの形成を主眼とした拡充を進めることで、緑の将来像の実現を目指します。

#### (1) 市の核となる新たな都市公園の整備を進めます

都立武蔵野公園や都立浅間山公園などの都立公園については、未整備区域の整備を、必要に応じて東京都へ要請します。**内容見直し**

#### (2) 地域に不足する機能を充足させる公園の整備に取り組みます

- ① 公園の偏在状況や実際の使われ方、また、公園が有している「レクリエーション」や「防災」、「景観」や「環境」などの機能の立地状況を明らかにするため、公園機能の実態調査を行います。**新規**
- ② 公園機能が不足している地域や整備されていない地域に対しては、住民の意向などを考慮の上、必要に応じて公園・緑地等の整備を進めます。**内容見直し**
- ③ 土地を借用している市立公園については、地域住民の意向などを勘案し、必要に応じて都市公園法に基づく借地公園や、公有地化などにより都市公園として確保します。**内容見直し**

#### (3) 都市計画公園・緑地の未整備区域のあり方を検討します

都市計画公園・緑地の未整備区域については、地域のまちづくりの状況等を勘案しながら、未整備区域のあり方を検討します。**継続**

## 施策 25 公園・緑地等を結ぶ水と緑のネットワーク化

市内に配置された多くの公園・緑地等を有機的に結び、連携を図ることで、緑の豊かさを感じることでできる空間を創出し、水や緑のもつ様々な機能を相乗的に高めることが望めます。

このため、拠点となる緑とこれらを結ぶ緑を育て、緑の豊かさを感じることでできる環境の形成に活かす(育てられる)「緑育のまちづくり」の視点から、緑の拠点となる公園・緑地等と、崖線や多摩川といった緑の軸を緑道、遊歩道、街路樹のある道路で結び、水と緑のネットワーク化を進めます。

### (1) 緑の拠点の整備を進めます

水と緑のネットワークにおける地域の拠点を形成するため、次の公園・緑地等を中心に整備を進めます。**継続**

- |                  |              |
|------------------|--------------|
| 1)郷土の森公園周辺       | 7)西府崖線周辺     |
| 2)けやき並木周辺        | 8)四谷樹林地周辺    |
| 3)府中の森公園周辺       | 9)小柳公園周辺     |
| 4)浅間山公園周辺        | 10)武蔵野の森公園周辺 |
| 5)武蔵野公園周辺(国分寺崖線) | 11)東京農工大学周辺  |
| 6)武蔵台公園周辺(国分寺崖線) |              |

### (2) 緑道・遊歩道などの整備を進めます

- ① 新田川緑道や二ヶ村緑道などについては、休憩のできるベンチの設置などの機能に配慮した整備を進めます。**継続**
- ② 緑道・遊歩道などのネットワークに配慮しつつ、街路樹のある道路の整備や水路等の親水空間の整備を進めます。**内容見直し**
- ③ 緑化の推進や景観の誘導により、周辺と一体となった緑の軸を形成するため、沿道民有地における緑地協定の締結などを促進します。**継続**
- ④ 拡幅などにより緑の軸としての機能強化が可能な既存の緑道や遊歩道については、その再整備を検討します。**継続**

### (3) 「府中市水と緑のネットワークウォーキング・マップ」を活用します

緑のまちづくりの必要性や重要性に対する理解を深め、また市民の健康増進に役立てるために作成した、地域の名所や緑ゆたかな自然を楽しみながらウォーキングができる「府中市水と緑のネットワークウォーキング・マップ」を活用し、ウォーキングツアーなどのイベントを開催します。**継続**

## 施策 26 府中基地跡地留保地における公園緑地等の整備

府中基地跡地留保地については、周辺との緑の連続性や防災上の役割等を考慮するとともに、地域及び市全体の活性化に資する新たな価値を創出するため、核となる公園・緑地等を整備します。

今後は、市・市民・民間事業者が協力して緑をいかした新たな空間づくりに向けた検討を進めていきます。**内容見直し**

### (1) 新たな緑の空間としての役割をいかした環境づくりを検討します

市が有する「緑豊かなまち」というブランドイメージを踏まえ、府中基地跡地留保地に整備する施設やエリアの価値を高めるための、新たな緑の空間としての役割をいかした環境づくりを検討します。

新たな緑の空間としての役割については、周辺の大規模公園等との緑の連続性を考慮して検討し、また、留保地に関わる過去の経緯や継承などについても配慮します。

整備にあたっては、周辺の緑の配置状況や住環境を踏まえて、適正な規模と配置を検討します。

なお、オープンスペースについては、災害時に周辺住民の一時的な避難場所となるように検討します。**内容見直し**

### (2) 市・市民・民間事業者が協力して環境づくりに取り組みます

留保地は広大であることから、官民が連携して土地利用を検討できる手法を検討します。公共施設等を整備する際には、民間の資金や経営・技術的ノウハウを活用し、魅力ある空間を創出するとともに、市の厳しい財政状況を踏まえ整備費用や維持管理費用の削減に努めます。

また、整備完了後は、留保地全体の価値を高め、持続可能なまちづくりが実現するよう、エリアマネジメントとして、市・市民・民間事業者などの多様な主体が一体となってまちづくりを推進・維持する体制の構築を検討します。**内容見直し**

## 施策 27 郷土の森公園及びその周辺の整備

郷土の森公園及びその周辺は、多摩川に隣接し、豊かな緑地や既存の緑道・遊歩道、水路が存在する水と緑が結集した地域で、市内外から多くの人々が訪れ、自然とのふれあいやスポーツ・レクリエーションの場として親しまれています。

このため、中核的な拠点として整備（育て）し、自然とのふれあいやスポーツ・レクリエーションの場として活かす(育てられる)「緑育のまちづくり」の視点から、郷土の森公園及びその周辺を、水と緑のネットワークの拠点として位置づけ、魅力ある緑の空間としての整備を進めます。

### (1) 郷土の森公園の整備を進めます

- ① 郷土の森公園の中央に位置する「芝生広場」周辺は、樹木が密生し、樹勢も低下しているため、植え替えや間引き、剪定、土壌改良などにより、樹木の適切な維持管理を進めます。**継続**
- ② だれもが安全に安心して利用できる、いこいの空間としての機能改善に向け、园路等の施設のバリアフリー化を進めます。**継続**

### (2) 郷土の森公園西側河川区域の整備を検討します

郷土の森公園西側河川区域は、隣接する郷土の森公園と一体となる公園等の整備を検討します。**継続**

基本目標⑤：都市の安全・安心に寄与する緑の視点

## 暮らしの安全を支える緑を維持し、 安心できる市街地環境を備えた「緑育」のまち

基本方針1：暮らしの安全を支え、安心に使える公園・緑地等を整備します

### 施策28 安全で安心な公園・緑地等の整備

身近な休息の場、遊び場である公園・緑地等は、子どもや高齢者にとって、安全で、安心できる空間であるだけでなく、だれにとっても心地よく、使いやすい施設であることが重要です。

このため、公園・緑地等の安全性を高める整備（育て）を進め、安心できる公園・緑地等を確保する(育てられる)「緑育のまちづくり」の視点から、ユニバーサルデザインや防犯性などに配慮した整備を進めます。

#### (1) ユニバーサルデザインに配慮した公園・緑地等の環境整備を進めます

- ① 子どもから高齢者、障がい者、外国人など、だれもが使いやすい、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた公園・緑地等の整備をさらに進めていきます。

#### 内容見直し

- ② 遊具などの設備の設置については、キッズデザインに配慮した製品や高齢者に対応した健康増進設備を検討するほか、老朽化が進んだものや安全性が低下したものから優先的に改修します。 **継続**

#### (2) 公園・緑地等内の防犯性の向上を図ります

だれもが安心して公園・緑地等を使えるように、樹木の適切な間引き等による道路及び見通しの確保や、適切な照明器具の設置、地域と連携した見回りなど、防犯性の向上を図ります。 **内容見直し**

## 施策 29 緑が有する防災機能の活用

公園・緑地等は、災害時における避難空間としての機能が期待されています。

また、道路の街路樹の緑は、枝葉の水分の蒸散作用による延焼の防止・遅延、急傾斜地の樹木等の緑は、根を地面に張り巡らせることにより土砂災害を防止させる機能も有しています。

このため、都市の安全に寄与する緑を維持・確保（育て）し、安心できる暮らしの場を確保する(育てられる)「緑育のまちづくり」の視点から、安全で安心な市街地の確保に取り組みます。

### (1) 防災機能を持った公園整備を進めます

- ① 広域避難場所となる都立公園については、震災や大規模延焼火災などにおける災害対策の拠点としての機能が発揮できるよう、東京都と連携を図ります。**継続**
- ② 街区公園などの身近な公園においては、地域住民が主体となった防災活動を円滑に実施するための防災備蓄倉庫の設置許可や防災機能を有した公園施設への更新などに取り組みます。**内容見直し**

### (2) 災害時における農地の活用方策を検討します

保水・遊水などの都市水害の防止機能や地震災害時の避難場所としての活用など、防災協力農地の制度の導入について検討します。**新規**

### (3) 都市の安全性の向上に樹木等の緑を活用します

- ① 災害時の避難路や緊急輸送路となる主要な道路については、拡幅改修や改良事業を契機に、シラカシやマテバシイ等の耐火性を有した樹種や沿道環境に配慮した樹種への更新を検討します。**内容見直し**
- ② 当面、地域における緑の拠点に位置付ける府中崖線西府町緑地については、土砂災害の恐れがある箇所において災害時の被害を軽減させるため、樹木等の管理方法を検討します。**新規**

### (4) 地域の防災力を高めるため公園等の防災に関わる活用について推進します

防災訓練や防災イベント実施の場として公園・緑地等を活用し、地域防災力の向上に努めます。**新規**